

公益社団法人日本栄養士会 栄養ケア・ステーション認定制度規則施行細則

公益社団法人 日本栄養士会

制定 平成 29 年 10 月 15 日

施行 平成 30 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この細則は、公益社団法人日本栄養士会（以下「本会」という。）の制定する公益社団法人日本栄養士会栄養ケア・ステーション認定制度規則（以下「規則」という。）第 3 条第 1 項、第 5 条第 5 項、第 6 条第 6 項、第 8 条第 1 項第 1 号、第 22 条第 1 項から同条第 5 項及び同条第 7 項の規定に基づき、規則の施行に必要な事項を定める。

(栄養ケア・ステーション認定委員会)

第 2 条 規則第 5 条第 5 項の栄養ケア・ステーション認定委員会（以下「認定委員会」という。）の設置及び運営に関する事項を次項以下に定める。

2 規則第 5 条第 2 項に定める認定委員会の委員（以下「委員」という。）は、8 名以内とし、次に掲げる者のうちから本会理事会の承認を得て本会会長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療従事者
- (3) 利用者関連団体等の関係者
- (4) 事業者（規則第 3 条第 2 号）の代表者（規則第 3 条第 4 号）
- (5) 行政機関関係者
- (6) その他本会会長が推薦する者

3 委員の任期は 2 年（ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。）とし、再任を妨げない。

4 認定委員会の長たる委員（以下「認定委員長」という。）を委員の互選によって選定し、認定委員会を統括及び代表させる。認定委員長に事故があるとき、又は認定委員長が欠けたときは、認定委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

5 認定委員会の会議は以下の各号により実施する。

- (1) 会議は認定委員長が招集し、認定委員長が議長となる。
- (2) 会議は年 2 回開催する。ただし、本会が必要と認めて要請したときは随時に開催することがある。
- (3) 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。ただし、欠席する委員からあらかじめ認定委員長あて、その権限を委任する旨の届出があったときには、当該欠席委員の数を出席委員の数に加えることができる。
- (4) 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (5) 第 1 号の定めにかかわらず、最初又は新たに任期の始まる委員選任後の初回の会議は、本会会長が招集する。

6 認定委員会に事務局を置き、本会がこれを取り扱う。

(栄養ケア・ステーション認定審査会)

第3条 規則第6条第6項の栄養ケア・ステーション認定審査会（以下「認定審査会」という。）の設置及び運営に関する事項を次項以下に定める。

2 規則第6条第3項に定める認定審査会の委員（以下「審査会員」という。）は、6名以内とし、次に掲げる本会会員のうちから本会理事会の承認を得て本会会長が任命する。

- (1) 栄養ケア・ステーション事業部担当理事
- (2) その他本会会長が推薦する者

3 審査会員の任期は2年（ただし、補欠審査会員の任期は、前任者の残任期間とする。）とし、再任を妨げない。

4 認定審査会の長たる審査会員（以下「審査会長」という。）を審査会員の互選によって選定し、認定審査会を統括及び代表させる。審査会長に事故があるとき、又は審査会長が欠けたときは、審査会長があらかじめ指名する審査会員が、その職務を代行する。

5 認定審査会の会議は以下の各号により実施する。

- (1) 会議は審査会長が招集し、審査会長が議長となる。
- (2) 会議は年2回開催する。ただし、本会が必要と認めて要請したときは随時に開催することがある。
- (3) 会議は、審査会員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。ただし、欠席する審査会員からあらかじめ審査会長あて、その権限を委任する旨の届出があったときには、当該欠席審査会員の数を出席審査会員の数に加えることができる。
- (4) 会議の議事は、出席審査会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (5) 第1号の定めにかかわらず、最初又は新たに任期の始まる審査会員選任後の初回の会議は、本会会長が招集する。

6 認定審査会の事務は、本会がこれを取り扱う。

(指定業務)

第4条 規則第8条第1項第1号の指定業務は、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 栄養相談（第7号、第8号、第9号を除く）
- (2) 特定保健指導
- (3) セミナー、研修会への講師派遣
- (4) 健康・栄養関連の情報、専門的知見に基づく成果物（献立等）等の提供
- (5) スポーツ栄養に関する指導・相談
- (6) 料理教室、栄養教室の企画・運営
- (7) 診療報酬・介護報酬にかかる栄養食事指導とこれに関連する業務
- (8) 上記以外の病院・診療所などの医療機関と連携した栄養食事指導
- (9) 訪問栄養食事指導
- (10) 食品・栄養成分表示に関する指導・相談

(11) 地域包括ケアシステムにかかる事業関連業務

(手数料の金額及び納付先)

第5条 規則第22条第1項から同条第5項までに定める手数料の金額及び納付先は、別紙1のとおりとする。

2 規則第22条第7項の手数料の取り扱いに関する事項のうち手数料の納付をなすべき時期は、別紙1の場合を除き、各申請又は届出のときとする。

(管理区分)

第6条 規則第9条第1項により認定を受けた認定栄養ケア・ステーションは、その事業者の属性に応じて管理上の区分を設ける。

2 前項の区分は別紙2のとおりとする。

(改正)

第7条 この細則の改正は、本会理事会の議決をもって行う。変更の事実及び内容は遅滞なく各都道府県栄養士会へ報告するものとする。

附 則 この細則は、平成30年4月1日から施行する。

別紙 1 手数料の金額及び納付先

1 規則第 22 条第 1 項から同条第 4 項の各手数料の金額及び納付先は、次の表のとおりとする。

手数料の種別	金額 (税別)	納付先
申請に要する手数料 (規則第 22 条第 1 項)	申請手数料	10,000 円 事業所を設置する都道府県の栄養士会
	審査手数料	20,000 円 本会
	認定手数料	10,000 円 本会
認定の更新に要する手数料 (規則第 22 条第 2 項)	更新申請手数料	5,000 円 事業所を設置する都道府県の栄養士会
	更新審査手数料	10,000 円 本会
	更新認定手数料	5,000 円 本会
認定の変更申請に要する手数料 (規則第 22 条第 3 項)	変更申請手数料	2,000 円 事業所を設置する都道府県の栄養士会
	変更事務手数料	3,000 円 本会
第 21 条の届出を行うための手数料 (規則第 22 条第 4 項)	2,000 円	本会

2 申請又は届出をなそうとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その申し出により相当期間に限り手数料の納付を猶予することがある。

- (1) 栄養ケア・ステーションとして申請する事業所を設置運営する代表者が、本会会員である管理栄養士又は栄養士であるもの
- (2) 本会および事業所を設置する都道府県の栄養士会の賛助会員であるもの

別紙 2 管理区分

1 細則第 6 条第 2 項の区分は、次の表のとおりとする。

区 分	属 性 区 分
I	下記のいずれかに該当する事業者 1 病院、医院、診療所、福祉施設を開設した法人又は個人（ただし、その開設にかかる病院、医院、診療所、福祉施設に事業所が設置される場合に限る。） 2 医師会 3 上記 1、2 以外の事業者であって、その主たる業務が医療保険および介護保険に関わる栄養管理ならびに栄養指導であるもの
II	下記のいずれかに該当する事業者 1 管理栄養士養成施設その他の保健・医療・福祉関係の高等教育機関を開設した法人又は個人（ただし、その開設にかかる病院、医院、診療所、福祉施設に事業所が設置される場合に限る。） 2 上記 1 以外の事業者であって、その事業所につき、責任者が栄養管理に関する業務に専従し、従事者の半数以上が栄養管理に関する業務の専任であるもの
III	上記 I、II 以外で、地方公共団体
IV	上記 I、II、III 以外の事業者

2 認定栄養ケア・ステーションに対する規則第 23 条第 1 項にかかる連絡・調整、規則第 26 条第 1 項の業務の受託又は共同実施の要請、業務の紹介その他の管理は、事業者の属性区分に即してこれを行うものとする。